

浜田市告示第 65 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、湯屋温泉スタンド利用料金の公金事務を次の者に委託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 島根県浜田市金城町下来原 1425-2
名 称 湯屋温泉元湯運営組合

- 2 委託した公金事務に係る歳入等
温泉分湯収入

- 3 指定をした日
令和 8 年 3 月 19 日

- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで